

令和 2 年

第 1 回定例会会議録

令和 2 年 2 月 1 9 日

やまと広域環境衛生事務組合議会

やまと広域環境衛生事務組合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和2年2月19日（水曜日）

開 会（午後3時33分）

管理者招集の挨拶

会議録署名議員の指名

会期の決定

- 第1 議第1号 やまと広域環境衛生事務組合公害防止監視委員会条例の制定について
- 第2 議第2号 やまと広域環境衛生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第3 議第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 第4 議第4号 やまと広域環境衛生事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について
- 第5 議第5号 やまと広域環境衛生事務組合職員の退職手当に関する条例の制定について
- 第6 議第6号 令和2年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算について
- 閉 会

○本日の会議に付した事件

日程に同じ

○出席議員（8名）

1 番	竹邑 利文	2 番	吉田 容工
3 番	小走 善秀	4 番	南 満
6 番	小松 久展	7 番	牧野 雅一
8 番	吉田 雅範	9 番	大谷 龍雄

○欠席議員（1名）

5 番 川田 大介

○説明のための出席者

管 理 者	東川 裕	副 管 理 者	森 章浩
副 管 理 者	太田 好紀	事 務 局 長	河中 住嘉

総務課長 北口 尚吾

総務課長補佐 岡西 弘至

○議場に出席した事務職員

御所市議会議務局長 奥田 公夫

事務局係長 岩戸 一

事務局係長 幸田 良知

(午後 3 時 3 3 分開会)

議長
(小松 久展) それでは、ただいまの出席議員数は 8 名でありますので、議会は成立をいたしました。

ただいまより、令和 2 年やまと広域環境衛生事務組合議会第 1 回定例会を開会いたします。

管理者より招集の挨拶がございます。

東川管理者。

管理者
(東川 裕) 令和 2 年やまと広域環境衛生事務組合第 1 回定例会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会の案件は、条例の制定が 5 議案、令和 2 年度一般会計予算の計 6 議案でございます。

議員各位におかれましては、ご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願ひ申し上げましてご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長
(小松 久展) これより議席の指定を行います。議席は、やまと広域環境衛生事務組合議会会議規則第 3 条 1 項の規定により、議長より指名を行います。

8 番・吉田雅範議員に指名をいたします。

次に、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 7 1 条の規定により、議長において指名をいたします。

1 番・竹邑利文君、2 番・吉田容工君、以上 2 名の議員を指名いたします。

次に、会期についてお諮りをいたします。本定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長
(小松 久展) ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日間と決しました。

これより日程に入ります。

日程第 1、議第 1 号、やまと広域環境衛生事務組合公害防止監視委員会条例の制定についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。

東川管理者。

管理者
(東川 裕) 議第1号、やまと広域環境衛生事務組合公害防止監視委員会条例の
制定についてご説明いたします。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、やまと広域環境
衛生事務組合の附属機関として定めるため、条例を制定しようとする
ものであります。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の
説明といたします。

議長
(小松 久展) 質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長
(小松 久展) 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長
(小松 久展) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより採決をいたします。本案を原案どおり可決することに賛成
の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長
(小松 久展) 全員賛成でございます。よって、議第1号は、原案どおり可決する
ことに決しました。

日程第2、議第2号、やまと広域環境衛生事務組合会計年度任用職
員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたしま
す。朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。

東川管理者。

管理者
(東川 裕) 議第2号、やまと広域環境衛生事務組合会計年度任用職員の給与及
び費用弁償に関する条例の制定についてご説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月
1日から施行され、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに
伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償を定めるため、条例を制
定しようとするものであります。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げて、提案理由

の説明といたします。

議長
(小松 久展) 質疑に入ります。ご質疑はございませんか。
北口課長。

総務課長
(北口 尚吾) 先ほど、竹邑議員からご質問のありました各構成市町村で差異はないかということでございますが、ちょっと今、田原本の分は、今、資料を作っておりますが、中身的には給料の金額以外はほぼ同じでございます。以上でございます。

議長
(小松 久展) 金額の違いがあるんやったら、相応の、質問に答えたってくれたらどうやねん。金額が違うんやったら、どれぐらいかとか言わんと、また分からへんて、言うなよ、そんなもん、あれ。

総務課長
(北口 尚吾) すみません、田原本だけが2市よりは低いです。以上です。

御所市議会事務局長
(奥田 公夫) そやから、やまとは御所と同じで。

総務課長
(北口 尚吾) 御所と同じです。

議長
(小松 久展) よろしいですか。
ほかにご質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

議長
(小松 久展) 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

議長
(小松 久展) 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終了いたします。
これより採決をいたします。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成と認めます。よって、議第2号は、原案どおり可決をする

(小松 久展) ことに決しました。
 日程第3、議第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。
 東川管理者。

管理者
 (東川 裕) 議第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてご説明いたします。
 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の整備を行おうとするものであります。
 何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

議長
 (小松 久展) 質疑に入ります。ご質疑はございませんか。
 [「なし」の声あり]

議長
 (小松 久展) 質疑なしと認めます。
 これより討論を行います。討論はございませんか。
 [「なし」の声あり]

議長
 (小松 久展) 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終了いたします。
 これより採決をいたします。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
 [全員挙手]

議長
 (小松 久展) 全員賛成と認めます。よって、議第3号は、原案どおり可決することに決しました。
 日程第4、議第4号、やまと広域環境衛生事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。
 東川管理者。

管理者
 (東川 裕) 議第4号、やまと広域環境衛生事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一般職の任期付職員制度を導入するため、条例を制定しようとするものであります。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長
(小松 久展) 質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長
(小松 久展) 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長
(小松 久展) 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終了いたします。
これより採決をいたします。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長
(小松 久展) 全員賛成と認めます。よって、議第4号は、原案どおり可決することに決しました。

日程第5、議第5号、やまと広域環境衛生事務組合職員の退職手当に関する条例の制定についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。

東川管理者。

管理者
(東川 裕) 議第5号、やまと広域環境衛生事務組合職員の退職手当に関する条例の制定についてご説明いたします。

地方自治法第204条第2項及び第3項に規定に基づき、やまと広域環境衛生事務組合職員の退職手当の額及び支給方法を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長
(小松 久展) 質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長
(小松 久展) 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長
(小松 久展) 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終了いたします。
これより採決をいたします。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長
(小松 久展) 全員賛成と認めます。よって、議第5号は、原案どおり可決することに決しました。

日程第6、議第6号、令和2年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。

東川管理者。

管理者
(東川 裕) 議第6号、令和2年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算についてご説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

令和2年度予算につきましては、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億3,208万3,000円であります。

歳入についてご説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

第1款分担金及び負担金は、本組合を構成する3市町の負担金で、8億2,294万3,000円を計上いたしております。前年度との比較1億9,189万6,000円の増につきましては、包括管理運営委託料などによるものであります。

第2款財産収入16万2,000円は基金利子。

第3款繰入金1,783万6,000円で、健康増進施設事業負担金によるものでございます。

第4款諸収入、第1項預金利子1万円、第2項雑入9,113万2,000円は売電収入並びに資源物売却料でございます。

8ページをお願いいたします。

歳入合計9億3,208万3,000円でございます。

次に、歳出でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

第1款議会費29万6,000円。

第2款総務費は、組合事務運営に伴う諸経費等、経常費用の必要見込額を一般管理費として7,705万9,000円を計上しております。

12ページ、13ページをお願いいたします。

財産管理費は、基金積立金等で9,246万5,000円、公平委員会費1万6,000円で、総務管理費合計1億6,954万円でございます。

監査委員費1万5,000円。

次に、第3款衛生費につきましては、施設光熱水費、土地借地料などで、清掃総務費として4,415万円を計上しております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

ごみ処理料は、施設に係る委託料などで7億1,308万2,000円。

衛生費合計7億5,723万2,000円でございます。

第4款予備費500万円。

歳出合計9億3,208万3,000円でございます。

以上でございます。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長
(小松 久展)

質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

9番大谷議員。

9番
(大谷 龍雄)

11ページ、お願いしたいと思います。

一番下の健康増進施設費ですけれども、ご存じのように、このやまとクリーンパークを建設させていただくにおきまして、ご理解、ご賛同頂きました地元周辺の皆様方のご要望でございますので、大変大切なものというふうに思います。

したがいまして、御所の地元の皆さん、また御所市民全体の皆さん、田原本町、五條市の皆さんにとっても、役に立つ、また喜んでいただける、末永く使っていただけるような施設で、またできるだけ費用も、節約された費用で造られることが重要だというふうに思いますけれども、今年予算1,804万円、昨年度は9,238万という状況になっておるんですけれども、この施設のこの間の進み具合等、そして施設の内容を大体、御所自治会、また関係者の間で合意なって、公表できる状況であるならば、ひとつ答弁頂きたいというふうに思います。

議長 (小松 久展) 管理者 (東川 裕)	<p>東川管理者。</p> <p>健康増進施設の進捗状況及び令和2年度事業計画について報告をさせていただきます。</p> <p>進捗状況につきましては、平成30年度より繰越事業でありました発掘調査の発掘は、撤去可能、いわゆる建てていいよという形で報告を受けております。</p> <p>また、都市計画決定支援業務、建設地内の建物解体工事が完了しております。</p> <p>令和2年度事業計画につきましては、本年秋頃に都市計画決定を目指すとともに、施設の設計及び建設工事の発注に向けて仕様書作成に取り組んでまいり予定でございます。</p> <p>なお、内容につきましては、現在、精査をしております。大体決まりましたら、また改めて議会に報告をさせていただきたいというふうに思います。</p>
議長 (小松 久展) 9番 (大谷 龍雄)	<p>9番大谷議員。</p> <p>今の頂いた答弁からしますと、発掘調査とかいろいろされてますから、大体この間の予算で、場所は特定されて、今答弁あったような調査をされているということですよ。まだ、内容については今年の予算で決めていくと。はい、分かりました。ほな、ひとつよろしく願いします。</p>
議長 (小松 久展) 2番 (吉田 容工)	<p>ほかにございませんか。</p> <p>2番吉田議員。</p> <p>同じく、健康増進施設に絡めて質問させていただきます。</p> <p>今、一応いろいろ発掘調査とか手続進んでいるということですので、もう根本のところを聞きたいんです。</p> <p>やまと広域環境衛生事務組合管理者は、御所の市長さんにどういう依頼をされて、この健康増進施設を進めておられるのか、ここちよつと、こういう契約になつてるといふ話を入れて教えてください。</p>
議長 (小松 久展) 管理者	<p>東川管理者。</p> <p>健康増進施設は、先ほどからご議論ありますように、地元の還元施</p>

(東川 裕) 設という位置づけでございます。

ただ、組合がやることによりまして、国からの交付金等が組合では受けられないという事情から、御所市さんのほうに代わってお願いをしているという現状でございます。

基本的に、2市1町の皆様を中心とした周辺の方々に健康維持に役立つということを基本的に考えて、御所市さんのほうでお願いしているという現状でございます。

議長
(小松 久展)
2番
(吉田 容工) 吉田議員、2番。

健康増進施設は、地元との約束ですんで造らんとあかんし、いいもんを造ってほしいなと思ってるんです。

今おっしゃった御所市に、やまとに代わってお願いしてると、そのお願いの仕方というのは、ちゃんと文書でされておるんですか。ちょっとその辺の、どういう形でお願いされてるかということをお教えしてほしいんですけどね。

議長
(小松 久展)
管理者
(東川 裕) 東川管理者。

もちろん、管理者と御所市長は同一人物ではございますけれども、ちょっと今、手元にはございませんけれども、たしかそういう文書で建設のお願いをしているというふうに記憶いたしております。

加えて、皆さん、大変気にされていると思いますけれども、基本的に売電収入を超えない範囲で建設するというような予定を致しております。

議長
(小松 久展)
2番
(吉田 容工) 2番吉田議員。

できましたら、やまとさんと御所市さんとの契約、そんな細かい契約じゃないと思いますけれども、こういう形でいいものを造ってくれというふうにされてる契約書の写しなどで議員に配付頂けますか。

議長
(小松 久展)
管理者
(東川 裕) 東川管理者。

私の記憶が非常に曖昧でございます。あるかどうかも含めて報告はさせていただきたいと思っておりますし、どちらにしても、これはちゃんと契約といいますか、文書で交わすべきものだというふうに思いますので、もしもない場合は、遅ればせではございますけれども、ちゃんと

そういう書面にして残すようにさせていただきたいというふうに思います。

議長
(小松 久展) まずはね、市長、管理者として、地元と組合との協定書というのがあるわけですか。ほんで、まあ言うたら、こんだけのお金で補償する部分とか、地元関係のやつとか、何年以内に建設しますとかという地元の要望が何項目あってと、これはもう念書みたいなもんですやんか。そういうやつは、もう、ないということはないんやから、それも全部出してあげたら分かることですか。

それと、もう一つは補助金、国からの補助金をもらうテクニックを使ったんだということは、この運動施設ゾーンについては補助金事業でやっていけるんだと、それを御所市が組合の肩代わりやって、こういうようにやって、その地元との協定、組合と御所市との念書、それを後日でもええから提出するというのでよろしいですね。

東川管理者。

管理者
(東川 裕) この際でございますので、地元とのお約束の内容についても、皆様方にご理解頂く意味で、箇条書なりにして、ご理解頂けるような形、そして交わしている文書について、後日、皆様方に配付をさせていただきたいというふうに思います。

2番
(吉田 容工) 以上です。

議長
(小松 久展) ほかに質疑ございませんか。
4番南議員。

4番
(南 満) 今、健康増進施設の話さらっとされておりますけれども、元の始まりのところだと、このクリーンパーク開設、火入れをするときと同時の開設の話だったんですね。それが、かなり遅れているじゃないですか。地元に対しての丁寧な説明という、また陳謝も必要になってくるじゃないですか。そのときには、管理者、副管理者ともに話をしてくださいというのも前回の議会でも話をさせていただいたと思うんですよ。

その点については、誤解のないように、ちゃんと進めますよというような報告はできますよね。

議長
(小松 久展) 東川管理者。

管理者
(東川 裕) 地元の要望もございまして、ご存じだと思いますけれども、この施設に来るまでの空き地のところに建設予定地という看板を設置させていただきました。

それで、地元へ次入るのは、大体こういうのを造りますという写真を持って、地元へ副管理者と共々入る予定をいたしております。

もちろん、おっしゃったように、この火入れと同時に建設する予定でございましたので、遅延していることに対しては深く陳謝をさせていただきますというふうに思っております。

議長
(小松 久展) 4 番南議員。

4 番
(南 満) よろしく願いいたします。

あと、もう一点気になっていたのが、先ほどの全員協議会の中において、包括的な契約のところの金額の話が気になってたんですよ。

ここで、再度明確に答弁のほう、しておいていただきたいのが、当初開設したときに金額が安かったというような話があるじゃないですか。これは、当初も高い金額やったけども、保証期間内であり、稼働するに当たって金額を低設定でやっていたと。それで、10年間の包括協定を結ぶときに、金額は高かった、各議員さんからも高いやないか、どないかしようよというところで、川技さんのほうが何とか知恵を絞りながら対応を考えて、金額を抑えてくれて全議員が納得したと思うんですよ。

その点について、ちゃんとここで明確に文書として残しといたほうがいいですよ。

議長
(小松 久展) 東川管理者。

管理者
(東川 裕) 今、南議員おっしゃったとおり、3年間はいわゆる試運転、試運転ということはないですけれども、3年間は川技さんのほうでやらせてもらいます。そこから本契約といいますか、になります。

この契約につきましては、もう正副の間でも、5年がええ、10年がええというふうにいるんな議論させていただきました。他自治体の、他組合の状況を鑑みて、やはり10年ペースで、金額は税抜きの58億という形に落ち着いたわけでございます。

その金額につきましても、先ほどから議論ありましたように、全て包括的に見ていただけるということを鑑みますと、決して私は高い金額ではないという判断の下に契約をさせていただいた次第でございます。その辺は、しっかりとご説明をさせていただきたいというふうに

4番
 (南 満)
 議長
 (小松 久展)

思います。
 結構です。
 それについては、市長、記録に残すというのは、今言われた内容については、たとえその、去年の議会のこの議論の前のその前の議論では、事務局は枠取りは何ぼあったんですか。
 [「68億」の声あり]

議長
 (小松 久展)

68億何ぼやろ。68億何ぼの枠取りから、契約に至っては58億で契約させてもうてん、安くしてもうてんいうて、あんた説明したやろ。説明で、みんな、議会納得したんやないかい。その説明を正確にしなさいよと言われてんやから、正確にしておいたほうがよろしいですよ。またテープ戻さんなん。そんな議論、毎議会、毎年毎年してられへんやろ。しっかりと記録に残しときましょいうことやん。
 東川管理者。

管理者
 (東川 裕)

この長期包括運営委託料につきましては、当初予算として、2社見積りの平均価格を予算計上いたしております。税抜き価格で62億3,200万を計上いたしました。そこから、2社見積りの最低価格として、プロポーザル公示価格が税抜き60億2,300万でございます。川崎技研のほうから提案書が来まして、その金額が59億6,000万ございました。そして、私と交渉を2回ほどさせていただきまして、最終的に税抜き58億で決着したと、10月25日付で契約の締結を行っているということでございます。

議長
 (小松 久展)

よろしいですか。

4番
 (南 満)
 議長
 (小松 久展)

はい、結構です。
 ほかにございませんか。
 [「なし」の声あり]

議長
 (小松 久展)

それでは、これより討論を行います。討論はございませんか。
 [「なし」の声あり]

議長
(小松 久展) 討論はなしと認めます。これをもちまして討論を終了いたします。
これより採決をいたします。本案を原案どおり可決することに賛成
の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長
(小松 久展) 全員賛成と認めます。よって、議第6号は、原案どおり可決をする
ことに決しました。

以上で本定例会に付議をされました案件は全て議了いたしました。
これをもちまして、令和2年やまと広域環境衛生事務組合議会第1
回の定例会を閉会いたします。長時間にわたりまして慎重にご審議頂
き、誠にありがとうございました。ご苦勞さんでございます。

(午後4時01分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長

議員

議員